

## 誓約書

(特定求職者雇用開発助成金 (三年以内既卒者等採用定着コース)  
(高校中退者コース) 支給申請用)

特定求職者雇用開発助成金 (三年以内既卒者等採用定着コース) の支給申請にあつて、以下の要件を満たしていることを誓約します。

(該当する場合、チェックボックスにチェックを入れて下さい。)

- 1 学校教育法第1条(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を退学した者を通常の労働者として雇い入れることを目的とした場合であつて、退学した日の属する年度及びその翌年度以降少なくとも3年間応募できる高卒求人の申し込み又は募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として初めて雇用した事業主であること
- ※「当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として初めて雇用した事業主」とは、これまで高校新卒で高校中退者を雇用したことがなく、今回初めて高校新卒で高校中退者を雇用した事業主を指します。
- 2 支給申請時点において対象労働者を通常の労働者として継続して雇用している事業主であること
- (支給対象期経過後、支給申請までの間に本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による解雇した場合も含む。)
- 3 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年6か月を経過する日までの間(以下「基準期間」という。)において、当該雇入れに係る事業所の雇用保険被保険者(雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「被保険者」という。)を解雇する等事業主の都合により離職させた事業主(次の(1)又は(2)に該当する解雇により当該被保険者を離職させた者を除く。)以外の事業主であること
- (1) 当該被保険者の責に帰すべき理由による解雇  
(2) 天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによる解雇
- 4 基準期間に対象労働者を雇用した事業所において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aに区分される離職理由により離職した者として雇用保険法第13条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えている(特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が3人以下である場合を除く。)事業主以外の事業主であること
- 5 対象労働者を雇用した事業所において、次の(1)から(3)までの書類を整備・保管していること
- (1) 労働者の出勤状況が日ごと明らかにされた出勤簿等の書類  
(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に規定する労働者名簿  
(3) 労働基準法第108条に規定する賃金台帳
- 6 対象労働者の雇入れを行った事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう。)以外の対象労働者を雇用した事業主で

あること

- 7 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から雇入れ開始日の前日までの間において、当該者を雇用していた事業主との間において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する等、資本的、経済的、組織的関連性等から密接な関係にある事業主(特定地方公共団体又は職業紹介事業者が当該対象労働者を紹介した場合であって、当該特定地方公共団体又は職業紹介事業者と密接な関係にある事業所の事業主を含む。)以外の者であること
- (1) 対象労働者の雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決数の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること
- (2) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること
- 8 対象労働者に対し支給対象期中に支払うべき賃金を支払った事業主であること
- 9 安定所・特定地方公共団体・職業紹介事業者等の紹介時点若しくは募集時点と異なる条件により対象労働者の雇入れを行った事業主であって、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ当該者から求人条件若しくは募集条件と実際の労働条件が異なることについて安定所又は都道府県労働局に申し出があった事業主以外の事業主であること
- 10 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第10条第2項に基づき、雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない事業主である場合及び法令に基づいた適切な就業確保措置を講じていないことにより、高年齢者雇用安定法第10条の3第2項に基づき、就業確保措置を講ずべきことの勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない事業主である場合
- 11 対象労働者の雇入れ日の前日から過去3年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、又は出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主以外の事業主であること
- 12 対象労働者の雇入れ日の前日から過去3年間に、対象労働者に対して通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講させたことがある事業主以外の事業主であること

年 月 日

事業主

所在地

名称

氏名

代理人又は事務代行者・提出代行者

所在地

名称

氏名